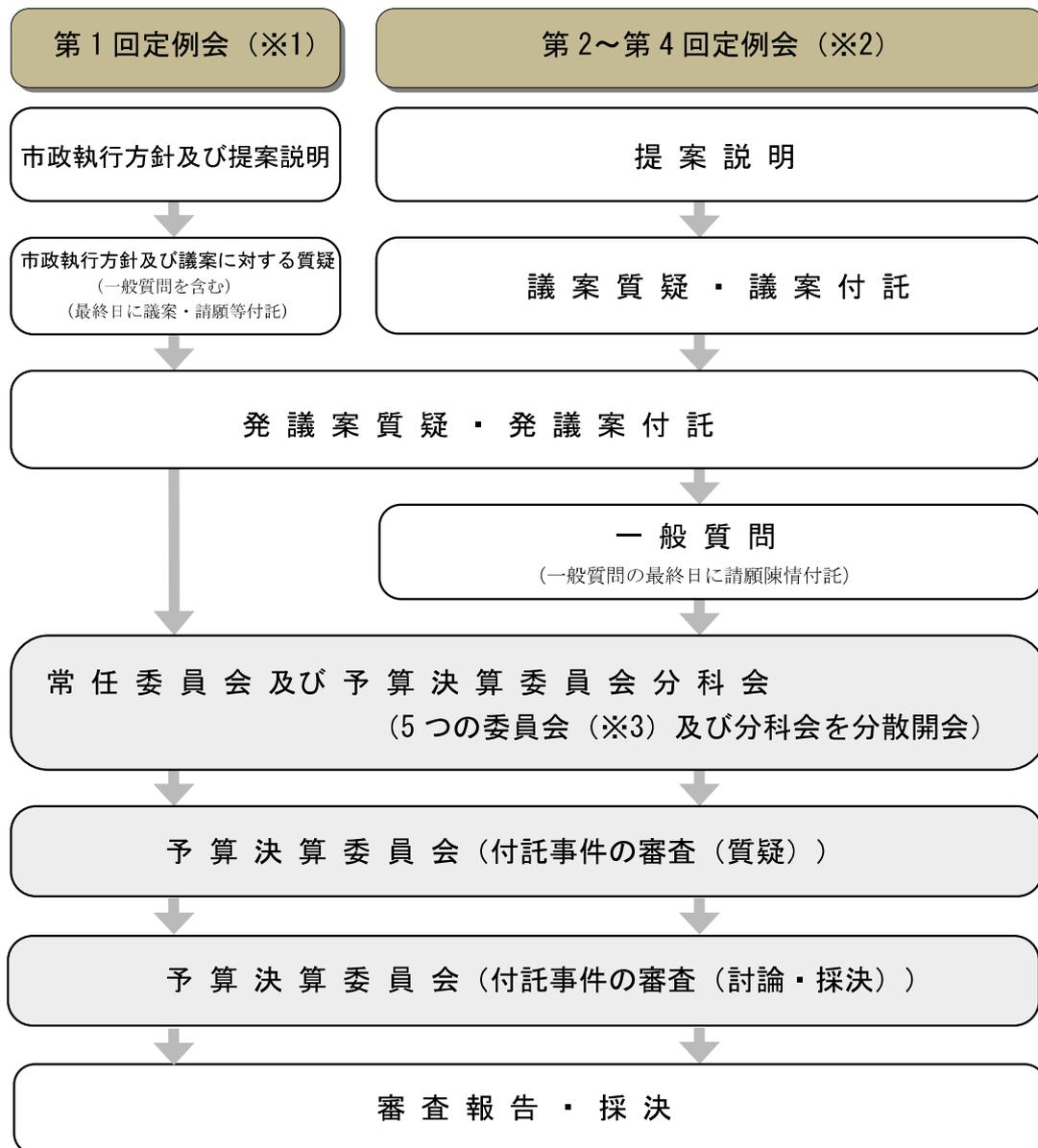


# Ⅲ 本会議

## 1 審議日程等

### ● 定例会の流れ

議長は、定例会中に、市長から次定例会招集日の通知を受け、定例会最終日に審議日程（予定）を議場出席者全員に配付。開会通知は、招集告示がなされた後、開会について議員に通知。



※1 令和元年第1回定例会を除く

※2 令和元年にあつては、第1回～第3回定例会

※3 「5つの委員会」は、総務委員会、健康福祉委員会、市民環境経済委員会、建設委員会、文教委員会

《本会議の開会状況（平成31年・令和元年中）》

定例会

会 議	平成31年 1 定	令和元年 1 定	令和元年 2 定	令和元年 3 定	計
会 期	2.15～ 3.26 40日間	5.30～ 7.3 35日間	8.29～ 10.4 37日間	11.18～ 12.20 33日間	145日間
会議日数	10日間	10日間	10日間	9日間	39日間
審議時間	25時間 31分	26時間 31分	26時間 44分	32時間 3分	110時間 49分

臨時会

令和元年 1 臨	計
5.21～ 5.22 2日間	2日間
2日間	2日間
3時間 57分	3時間 57分

《議決状況（平成31年・令和元年中）》

市長提出

	提出	可決	認定	同意	承認	異議なし	取り下げ	撤回承認	修正可決
予算	25	25	—	—	—	—	—	—	—
決算	10	—	10	—	—	—	—	—	—
条例	60	59	—	—	—	—	—	—	1
一般議案	18	18	—	—	—	—	—	—	—
人事議案	10	—	—	10	—	—	—	—	—
専決処分	2	—	—	—	2	—	—	—	—
諮問	3	—	—	—	—	3	—	—	—
計	128	102	10	10	2	3	—	—	1

議員提出

	提出	可決	修正可決	否決	撤回承認	継続審査
意見書	11	2	—	8	—	1
決議	1	1	—	—	—	—
その他	1	1	—	—	—	—
計	13	4	—	8	—	1

議員提出の意見書等は8ページに記載

## 2 質疑

### ● 市政執行方針及び議案に対する質疑

第 1 回定例会では、市長から市政執行方針が述べられることから、「市政執行方針及び議案に対する質疑」として、その中に一般質問を含めて（先例）6 日間行う。

質疑者は、要旨及び予定時間を所定の用紙に記載して、市政執行方針及び議案に対する質疑日初日の前々日の正午までに提出する。

なお、審議日程等を協議する議会運営委員会の前日までに、会派代表者は所属会派の質疑予定者及び予定時間を、無所属議員は自身の予定時間を、議長に連絡し、これをもって開会日に正規の通告があったものとみなす。

発言順序は、審議日程を協議する議会運営委員会の散会後に抽せんにより決定する。

発言時間は、20 分×会派所属議員数を会派の持ち時間とし、その時間内で、かつ 1 人 30 分以内。なお、無所属議員の発言時間は 20 分以内（答弁を含まない）。（申し合わせ）

### ● 議案に対する質疑

第 2～4 回定例会においては、本会議 2 日目に行う。開会日散会後の議会運営委員会において、質疑を予定している会派及び無所属議員は、その旨申し出を行い、発言順序を抽せんにより決定する。

会派代表者及び質疑を予定している無所属議員は、議案に対する質疑日の 3 日前の 17 時までに、質疑予定者の氏名を議長に通告する。

質疑者の数は、1 会派 1 人（議会運営委員会の了承があれば複数とすることができる）、発言時間は所属議員 3 人以上の会派は 30 分以内、2 人の会派は 20 分以内、無所属議員は 10 分以内

（答弁を含まない）。（申し合わせ）

### ● その他の質疑

委員長報告、監査委員からの報告、議会で指定した専決処分の報告、行政報告等に対し、質疑が行われることがある。

通告方法、発言時間等はその都度議会運営委員会で協議している。

### 《発言者数(平成 31 年・令和元年中延べ)》

	平成 31 年 1 定	令和元年 1 定	令和元年 2 定	令和元年 3 定	計
議案等	34 人	13 人	12 人	11 人	70 人
その他	1 人	3 人	2 人	2 人	8 人
計	35 人	16 人	14 人	13 人	78 人

（注）1 定の「議案等」は、「市政執行方針及び提出議案に対する質疑」及び追加議案に対する質疑

### 3 一般質問

#### ● 方法

代表制はとっていない。

質問者は、所定の用紙に、要旨及び質問予定時間を記載した主意書を、議案に対する質疑日の前々日の正午までに提出する。

なお、審議日程等を協議する議会運営委員会の前日までに、会派代表者は所属会派の質問予定者及び予定時間を、無所属議員は自身の予定時間を、議長に連絡する。

発言順序は、審議日程を協議する議会運営委員会の散会後に抽せんにより決定する。

なお、主意書提出締め切り後の事項追加は、原則として認められない。（申し合わせ）

発言時間は、15分×会派所属議員数を会派の

持ち時間とし、その時間内で、かつ1人30分以内。なお、無所属議員の発言時間は15分以内（答弁を含まない）。（申し合わせ）

#### 《発言状況(平成31年・令和元年中延べ)》

	平成31年 1定	令和元年 1定	令和元年 2定	令和元年 3定	計
一般質問	34人	31人	37人	35人	138人
日数	6日	5日	5日	5日	21日

(注) 1定については、「市政執行方針及び提出議案に対する質疑」と重複掲載。（追加議案に対する質疑は除く）

### 4 発議案（議員提出議案）の審議

#### ● 提出方法

発議案は、まず、会期等を協議する議会運営委員会の6日前の17時までに件名を書面にて議長に提出する。なお、提案会派（者）は、提出者及び賛成者（名前を連ねる者）を、あわせて議長に報告する。案文は、会期等を協議する議会運営委員会の2日前の17時までに議長に提出する。

提出された案文は、そのまま印刷・製本し、会期等を協議する議会運営委員会で配付する。

請願採択に伴う発議案を同一会期中に提出する場合は、議決日の議事日程を協議する議会運営委員会の3日前までに、提出者が議長に提出する。

#### ● 審議方法

発議案（請願採択に伴うものを除く。）は、一括して議題とし、提出者から提案説明を受けた後、質疑を行い、委員会に付託する。

質疑の際、提出者は補助人を1名置くことができる。

質疑の実施方法については、議案に対する質疑

と同様。

発議案の提出者又は賛成者の所属する会派の議員は、賛成者に名を連ねていない場合も、その発議案に対する質疑を原則として行わないものとする。

発議案は、委員会付託を基本とし、付託を省略するか否かは議会運営委員会で協議する。

請願採択に伴う発議案は、一括して議題とし、提出者から提案説明を受けた後、質疑・討論を行い、採決することとし、原則として、委員会への付託は省略する。

●平成 31 年第 1 回定例会発議案

職場におけるハラスメントをなくすための実効ある法整備などを求める意見書	否決
高すぎる国民健康保険料（税）の引き下げへ抜本改善を求める意見書	否決
毎月勤労統計調査の不正についての真相解明を求める意見書	否決
児童相談所の設置に関し、市長に謝罪と説明を求める決議	可決

●令和元年第 1 回定例会発議案

10 月からの消費税増税中止を求める意見書	否決
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書	可決(全)
教育予算の充実にに関する意見書	可決(全)
総合計画に関する調査研究特別委員会の設置について	可決(全)

●令和元年第 2 回定例会発議案

「会計年度任用職員」制度の施行に当たり、国が直ちに地方自治体への十分な財政措置を講じることを求める意見書	否決
最低賃金を直ちに 1,000 円に引き上げるとともに、中小企業への支援強化を求める意見書	否決

●令和元年第 3 回定例会発議案

被災者支援の抜本的強化と、災害に強いまちづくりを求める意見書	否決
地球温暖化対策の強化を求める意見書	否決
陸上自衛隊が運用する垂直離着陸輸送機「オスプレイ」が陸上自衛隊習志野駐屯地・演習場へ飛来することについて、地域住民への十分な説明を求める意見書	継続審査

## 5 請願・陳情の審議

### ● 受理・文書表作成

定例会招集日の前日（前日が市の休日にあたる時は、その前日）午後5時までに受理したものをその定例会に付議する。この期限後に受理したもので特に希望のあるものは、議会運営委員会に諮り、緊急性について認められたもののみを、その定例会に付議する。（申し合わせ）

請願・陳情は、写しを本会議初日に議員へ配付する。また、付託委員会について議会運営委員会で協議した上、請願・陳情書本文部分の写し等を記載した文書表を作成し、請願・陳情付託前日までに、議員及び関係者に配付する。（先例）

予算措置がなされるなど実施されることが極めて明白な件について、紹介議員となることは好ましくない。議長、副議長は紹介議員にならない。

また、正副委員長は所属委員会に付託される件について紹介議員とならない。（申し合わせ）

### ● 陳情の扱い

審議上は、請願と同じ扱いをしている。

ただし、議長において、会議に付する必要があると認めるものについては、この限りではない。

### ● 審議方法

市政執行方針及び議案に対する質疑または一般質問終了後、議題とし、直ちに委員会に付託する。

委員会では、理事者から審査の参考のため、現況等について説明を受けた後、質疑・討論を行い、採決を行う。

本会議では、委員会の議決態様ごとに、全会一致または多数に分けて採決を行う。

### ● 結果通知

提出者に対し、封書により結果と、意見書の提出を求めるもので可決となった場合はその意見書を添えて通知し、詳細は事務局に問い合わせをされたい旨、付記している。また、議会ウェブサイト上にも掲載している。

### 《受理状況（平成31年・令和元年中）》

	総務	健康福祉	市民環境 経済	建設	文教	議会 運営	付託 省略	受理 のみ	計
請願	—	—	—	1	1	—	—	—	2
陳情	14	9	4	4(1)	7	—	3	—	41(1)
計	14	9	4	5(1)	8	—	3	—	43(1)

(注) ( ) は継続審査事件

《審議結果（平成 31 年・令和元年中）》

	採択	不採択	みなす 不採択	継続	審議未了	取り下げ	計
請願	1	1	—	—	—	—	2
陳情	5	33(1)	1	1	—	1	41(1)
計	6	34(1)	1	1	—	1	43(1)

(注) ( ) は 30 年中に受理したもの

## 6 会議の公開

### ● 傍聴

傍聴希望者は、船橋市議会傍聴規則に基づき、傍聴席入口前の受付において、傍聴受付票に所定事項を記入し、傍聴券の交付を受け入場する。

傍聴人定員は 105 人。（うち、車椅子用 3 席、拡声装置付き 10 席）

平成 26 年 3 定から、難聴者支援のためのヒアリンググループを設置している。

### ● インターネット中継（生中継・録画中継）

平成 16 年 3 定から開始

※25 ページ参照

### ● 手話通訳

平成 14 年 1 定から、聴覚に障害のある方のために傍聴席での手話通訳を始めた。

利用日の 7 日前までに傍聴を希望する日時を連絡願い、手話通訳者を派遣してもらう。

平成 31 年及び令和元年の利用者は、なし。

（平成 14 年 1 定、6 人。平成 15 年 2 定、2 人。平成 26 年 2 定、3 人）

### ● 託児ルーム

平成 12 年度から、本会議傍聴の際に、保育ヘルパーを配置した「託児ルーム」（30 平方メートル）において、子供を預かっている。

利用日の 7 日前までに傍聴を希望する日時を連絡願い、保育ヘルパーを派遣してもらう。

平成 31 年及び令和元年中の利用者は、5 人。

（平成 12 年 3 定、3 人。平成 12 年 4 定、17 人。平成 16 年 1 定、6 人。平成 18 年 2 定、2 人。平成 23 年 3 定、1 人。平成 28 年 1 定、3 人。平成 28 年 2 定、1 人。）

市民への周知方法として、「広報ふなばし」、「ふなばし市議会だより」、「議会ウェブサイト」、「ふなばし市議会ガイドブック」に利用案内を掲載している。

《傍聴人数（平成 31 年・令和元年中）》

	1 定	1 臨	1 定	2 定	3 定	計
傍聴人数	82	5	100	140	34	361